

議案第15号

大阪市病院及び診療所における人員及び施設に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例案

大阪市病院及び診療所における人員及び施設に関する基準を定める条例（平成28年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第21条第1項」を「並びに第21条第1項及び第2項」に、「並びに病院」を「並びに病院又は療養病床を有する診療所」に改める。

第3条中「並びに第21条並びに附則第52条第5項及び第6項並びに第53条」を「第21条、第21条の2第2項から第4項まで並びに第21条の4」に、「及び第22条」を「第22条、第23条（第1号を除く。）及び第24条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

療養病床を有する診療所の従業者及びその員数並びに施設に関する基準を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市病院及び診療所における人員及び施設に関する基準を定める条例（抄）

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第18条及び第21条並びに

第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、病院又は診療所における専属の薬剤師の配置並びに病院又は療養病床を有する診療所の従業者及びその員数並びに施設に関する基準を定めるものとする。

(病院及び診療所における人員及び施設に関する基準)

第 3 条 第 1 条の基準は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「基準省令」という。）第 6 条の 6、第19条第 2 項（第43条の 2 の規定により読み替えて適用する場合を含む）、

第 3 項及び第 5 項並びに第21条並びに附則第52条第 5 項及び第 6 項並びに第53条 並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第 8 号）附則第20条及び第22条、

第23条（第 1 号を除く。）及び第24条に定めるところによる。